

令和5年度「開発許可制度と開発許可申請の手引き」改訂箇所一覧

令和5年10月20日

No.	改訂前頁	改定後頁	目次	改訂前	改訂後
1	197頁	197頁	第3	4 市長が指定する第1の14の大規模な既存集落、又は、第1の15の特定流通業務施設の区域	4 市長が指定する第2の14の大規模な既存集落、又は、第2の15の特定流通業務施設の区域
2	198頁	198頁	第2 1-2	(4) 許可を受ける者の範囲は現居住者の世帯構成員である者、世帯構成員であった者、又はこれらの者と婚姻の予定がある者であること。	(4) 許可を受ける者の範囲は次に掲げるものとする。 ア 現居住者の世帯構成員である者 イ 世帯構成員であった者 ウ 世帯構成員であった者の世帯構成員 エ 世帯構成員であった者の世帯構成員であった者 オ アからエまでの者と婚姻の予定がある者であること。
3	202頁	203頁	第2 22	申請の内容が第1の1から21までに該当しないが、これらを勘案したうえで個別・具体的に判断し、「当該土地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められる」ものについては附議できるものとする。	申請の内容が第2の1-2から21までに該当しないが、これらを勘案したうえで個別・具体的に判断し、「当該土地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められる」ものについては附議できるものとする。
4	203頁	203頁	第3	4 市長が指定する第1の14の大規模な既存集落、又は、第1の15の特定流通業務施設の区域	4 市長が指定する第2の14の大規模な既存集落、又は、第2の15の特定流通業務施設の区域